平成２９年（フ）第２４９号
和歌山県岩出市高塚363　ラベニューコスモ102号室、住民票上の住所和歌山県海草郡紀美野町福井486番１号地
債務者　上南　克美
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
徳島県美馬市美馬町字土ケ久保５番地
債務者　武　　早苗
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第２０８号
福岡県久留米市荘島町８番地５　豊国久留米駅前スカイマンション1208号
債務者　石田　淳一
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７４８号
神戸市中央区再度筋町８番６号
債務者　金山　泰真
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６９号
神戸市中央区御幸通３丁目２番４―704号、従前の住所神戸市中央区磯辺通４丁目２番14―504号
債務者　和田　大助
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７８号
神戸市灘区新在家南町３丁目３番15号　メゾンド花木404、従前の住所大阪府豊中市庄内東町１丁目１番５―807号
債務者　福田　恵子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８９号
兵庫県三田市下内神525―１　三田高原病院、住民票上の住所神戸市兵庫区御崎町１丁目５番２号
債務者　二宮　勝久
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
佐賀県唐津市双水2690番地69
債務者　市丸　定文
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第４９号
熊本県玉名郡南関町大字関外目1837番地
債務者　真弓　理佐（旧姓萩尾）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第１４８９号
愛知県津島市中一色町北山44番地
債務者　滝澤　直大
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４９０号
愛知県津島市中一色町北山44番地
債務者　滝澤詩穂里
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５４号
青森市久須志１丁目７番１号
債務者　岩渕　仁子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
青森県上北郡東北町上北南１丁目31番地1242　コーポフォレストＢ―２
債務者　二ツ森美穂
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
山形県最上郡金山町大字金山422番地、前住所山形県最上郡金山町大字山崎28番地
債務者　青柳セイ子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市舟倉２丁目２番72号
債務者　佐藤　道雄
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７４４７号
東京都足立区江北２丁目24―26
債務者　青木　　勉
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４８４号
東京都練馬区大泉学園町３―３―26、住民票上の住所東京都練馬区豊玉上２丁目12―16―104
債務者　桒原　龍二
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部